

議案第133号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起点
	終点
淀川区 第2025-01号線	淀川区加島3丁目414番の1地 同 区同 414番の2地
鶴見区 第2025-02号線	鶴見区放出東3丁目1527番地 同 区同 1527番地
東住吉区 第2025-02号線	東住吉区矢田5丁目1023番地 同 区同 1023番地

令和7年9月18日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

淀川区第2025-01号線ほか2路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3－5 省 略

参 考 図

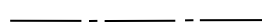
凡 例



今回認定する路線



区 界



町 丁 界

1 淀 川 区



説 明

淀川区第2025-01号線

(1) (2)間

2 鶴見区

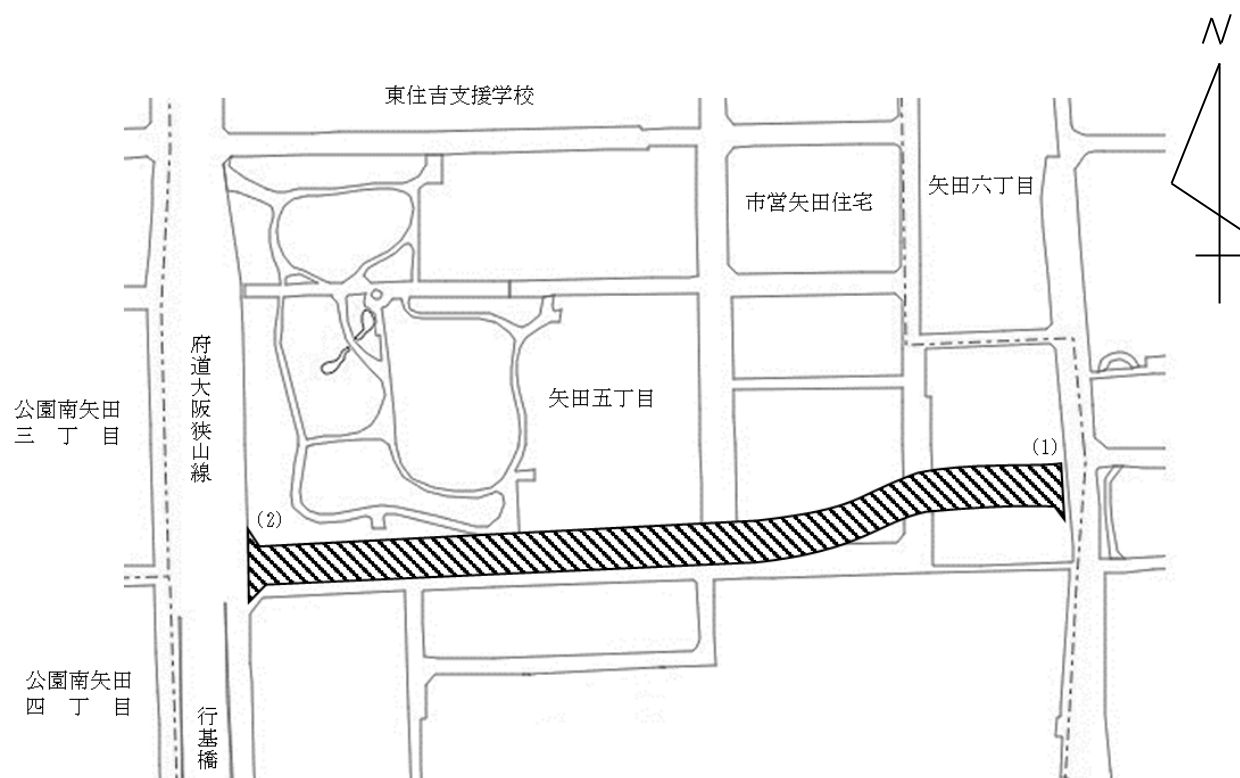


説 明

鶴見区第2025-02号線

(1) (2)間

3 東 住 吉 区



説 明

東住吉区第2025-02号線

(1) (2)間